

重 要

令和2年8月13日

薬局開設者・管理者 各位

一般社団法人岐阜県薬剤師会
会 長 日比野 靖

新型コロナウイルスの感染拡大に際しての電話や情報通信機器を用いた診療等の時限的・特例的な取扱いに係る、薬剤の配送料に係る国費支援について（その3）

平素より本会事業にご理解、ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。
さて、4月30日に成立した令和2年度補正予算において、新型コロナウイルス感染症患者等への支援として、「電話や情報通信機器による服薬指導等を行った患者に対して薬局が薬剤を配送等する費用を支援する」ための費用が措置されております。これを受け、「**薬局における薬剤交付支援事業**」が実施されており、月ごとに請求（報告）を頂いており既に、7月分の集計が終了したところでございます。

この度、厚生労働省より請求にあたり、新たな連絡がございましたので、ご案内いたします。以下をご確認の上、8月以降の請求分からお間違いの無いようお手続きください。

（事業開始時に遡って適用されます。5～7月既請求（報告）分については厚生労働省側で訂正されますので、改めて報告の必要はありません）

記

「薬局における薬剤交付支援事業」への請求変更点

①請求額（県薬への請求額が変更となりました）

薬局から都道府県薬剤師会への請求額は、下表「**県薬への請求額**」のとおりとする。0410 対応の患者負担分（200円）は、薬局が患者から徴収すること。

処方箋	配送方法	県薬への請求額	患者負担
CoV 自宅 CoV 宿泊	薬局の従事者	500円	0円
	配送業者	配送料全額	
宿泊療養施設の患者に薬局の従事者が届けた場合、複数人分であっても1件とし、500円を都道府県薬剤師会へ請求する。 ※この場合の請求手続きは、以下⑤の【別紙】に全件を記載した上で、代表する1件のみ請求（○を記入）し、それ以外は○をしない（空欄のまま）こと。			
0410 対応	薬局の従事者	300円	200円
	配送業者	配送料-200円	
1か所の届け先について複数人分を薬局の従事者が届けた場合、複数人分であっても1件とする。 ※この場合の請求手続きは、CoV 自宅、CoV 宿泊と同様とする。			

【変更点】

薬局の従事者が患者宅等に届けた場合の薬剤の配送に要した費用：
300円→500円/1件

（0410 対応の場合、支援事業への請求額は
100円→300円）

②請求用エクセルファイル（■これまでのエクセルファイルは使用不可）

必ず新たなエクセルファイル「【FIX】ver2_（別紙）電話等による服薬指導等及び配送等の実施状況の一覧」をダウンロードしてご利用ください。

- 当月請求分は、翌月1日～10日にフォームよりご報告ください ■
- 本事業は、岐阜県薬剤師会の会員・非会員問わず補助の対象です ■